
令和7年大和町議会予算特別委員会会議録（第5号）

令和7年3月14日（金曜日）

応招委員（15名）

委員長	槻田雅之君	委員	佐々木久夫君
副委員長	堀籠日出子君	委員	犬飼克子君
委員	本田昭彦君	委員	馬場良勝君
委員	佐野瑠津君	委員	今野信一君
委員	宮澤光安君	委員	渡辺良雄君
委員	平渡亮君	委員	大須賀啓君
委員	櫻井勝君	委員	児玉金兵衛君
委員	森秀樹君		

出席委員（15名）

委員長	槻田雅之君	委員	佐々木久夫君
副委員長	堀籠日出子君	委員	犬飼克子君
委員	本田昭彦君	委員	馬場良勝君
委員	佐野瑠津君	委員	今野信一君
委員	宮澤光安君	委員	渡辺良雄君
委員	平渡亮君	委員	大須賀啓君
委員	櫻井勝君	委員	児玉金兵衛君
委員	森秀樹君		

欠席委員（0名）

説明のため出席した者の職氏名

副 町 長	千 葉 喜 一 君	上下水道課 課長補佐兼 施設整備係長	千 坂 伸 君
都市建設課長	江 本 篤 夫 君	上下水道課 経営企画係長	大 畑 藍 子 君
都市建設課 課長補佐兼 総務係長	松 川 貴 俊 君	上下水道課 主 幹	高 橋 信 行 君
都市建設課 副 参 事	野 田 実 君	税 務 課 長	村 田 充 穂 君
都市建設課 副 参 事	佐々木 哲 郎 君	税 務 課 課長補佐	丹 野 俊 宏 君
都市建設課 建設係長	鈴 木 翔 太 君	税 務 課 徴収対策室長	阿 部 友 紀 君
都市建設課 都市整備係長	逢 坂 孝 徳 君	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	菊 地 康 弘 君
上下水道課長	亀 谷 裕 君	会 計 課 会 計 係 長	高 橋 希 君

事務局出席者

議会事務局長	櫻 井 修 一	次 長 兼 議事庶務係長	相 澤 敏 晴
主 事	櫻 井 郁 也	主 事	佐 藤 みなみ

議事日程〔別紙〕

本日の会議に付した事件〔日程と同じ〕

委 員 長 （槻田雅之君）

皆さん、おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の審査は、お手元に配付の審査日程により進めてまいります。

これより審査を行います。審査の対象は、都市建設課、上下水道課です。

説明が終了していますので、直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。3番宮澤光安委員。

宮澤光安委員

おはようございます。今日もよろしくお願いします。

私のほうから、都市建設課に2点お伺いします。

予算に関する説明書79ページ、7款1目17節備品購入費とあり、ウッドチップターの購入と伺いましたが、近年、資機材の価格が2割から3割値上がりしております。いつ頃から購入を検討していたのか、誰が使用するのか、各行政区で貸し出してほしいと連絡があったら貸し出していただけるのか、1点目。

2件目が、80ページ、4目交通安全施設整備事業15節原材料費でカーブミラーほかとあります。カーブミラー1基当たりの価格と新設の場合の設置費用はどれくらいでしょうか、伺います。

委 員 長 （槻田雅之君）

都市建設課長江本篤夫君。

都市建設課長 （江本篤夫君）

改めまして、おはようございます。よろしくお願いいたします。

宮澤委員の質問にお答えさせていただきます。

1点目でございます。ウッドチップターの購入でございますが、こちらにつきまして昨年来から、河川愛護等では除草機械はずっと使ってはいたんですが、道路のほうに関してかなり支障木等が出てきているということもございまして、ウッドチップターの購入のほうにも併せて行おうという形になったところです。

誰がということでございますが、こちらに関しては購入時点、それに関しては町の

ほうで維持管理事業者の公社と使用を行いまして、その後、その使用形態、そういったものがある程度、我々も熟知をした中で住民の方々、沿線の方々、そういった方にもお貸しできるような方法で活用を図っていきたいというふうに思っているところでございます。

2点目でございます。こちらはカーブミラーの購入費でございますが、カーブミラーそのもののミラー、鏡面でございますが、そちらのほうは部材としては9万9,000円ほどになってございます。そのほかに支柱関係が注意看板等を含めて2万2,000円ほどという形、失礼しました。それで最終的には1セットで約20万円ほどになるものになります。そのほか、工事費として大体その倍ぐらいは設置費用としてはかかってくると、これは新設で設置をした場合という形になってございます。

今回、原材料費という形で購入をさせていただくものに関しては、既存の設置をされているもの、そちらが破損した、そういったところの交換という形での部材購入という形になりますので、その交換は維持管理会社と併せて行うという形になっておりますので、まずは購入をさせていただいて交換費用というような形になってございます。以上でございます。

委員長（槻田雅之君）

3番宮澤光安委員。

宮澤光安委員

公社と町のほうで何度か使用して、使い方を把握したら貸し出していけるという理解をさせていただきました。

この機械を貸し出すに当たりどのような手続が必要ですか、大きさや重量があればあるほど何で運んだらいいのか、運ぶには車両を貸していただけるのか、それとも自分のところの車両で行くのか、そして、貸出料金と処理能力はどれほどのものなのか伺います。

2点目、今回のカーブミラー、古くなったものの部材の交換と伺いましたが、今回の予算でどこまで何か所ぐらい交換する予定なのか、大体でも構いませんので、願います。

委員長（槻田雅之君）

都市建設課長江本篤夫君。

都市建設課長 （江本篤夫君）

宮澤委員の再質問にお答えさせていただきます。

こちらのウッドチップパーの処理能力につきましては、カタログ表示でございますけれども、時間当たり5.5立方メートルというような形の処理能力をしているという形になってございますので、竹材等、そういったものを破損できるという形でございます。

運搬につきましては、軽トラック等に乗せてとってくるという形で、今現在、河川愛護会のほうで貸出しを行っている除草機械とイメージとしては同じような形としてお考えいただければというところでございます。ですので、燃料費等、そういった実費の部分をご負担いただくというような形になってくるかというふうには考えてございます。

あと、もう1点のカーブミラーにつきましては、年間で大体四、五か所程度を予定しておるところで考えてございます。以上でございます。

委員長 （槻田雅之君）

3番宮澤光安委員。

宮澤光安委員

それでは再度、このウッドチップパー、破碎する機械なんです、私も実際に使ったことがあるんですが物すごい音がします、どこで使用するかによっては近隣の住民の方から苦情が出ると思います。騒音対策はどのようにお考えでしょうか。

もう1点、カーブミラーなんです、見通しが悪い箇所にカーブミラーを設置していただきたい場合は、どのような手続を踏めば設置していただけますか、更新も含めてお願いします。

委員長 （槻田雅之君）

都市建設課長江本篤夫君。

都市建設課長 （江本篤夫君）

宮澤委員の再質問にお答えをさせていただきます。

こちらのウッドチパーを使用した際の騒音につきましては、いずれ破碎をします

と、破碎材を置かなければいけない部分ございますので、それなりの広さを必要した部分でやっていただくということもありますので、その現場ですぐにというわけにはなかなかいかないんだろうというふうに考えてございます。そうした場合に、今ご質問いただいたような形の配慮をいただいてこの機械をお使いいただければというふうに考えてございます。

もう1点のカーブミラーにつきましては、その箇所ごとに私どものほうにまず問合せをいただいて、その上で現地を確認させていただいてという形でその設置の有無についてお話をさせていただければと考えてございますので、気になる箇所等がございましたらお話をいただければというところでございます。ただ、全てが全てカーブミラーが設置できるかというところ、そこはまたご相談になりますので、その点も併せてよろしくお願ひしたいと思います。以上でございます。

委員長（槻田雅之君）

ほかに質疑ありませんか。2番佐野瑠津委員。

佐野瑠津委員

私からは、都市建設課に1件、そして、上下水道課に1件お尋ねいたします。

まず、都市建設課です。説明書の82ページ、7款3目12節公園費の委託料についてでございます。令和5年度、令和6年度は公園委託料の予算が6,900万円もしくは6,700万円ぐらいでございましたが、今回の予算に関しましては1億1,030万円となっております。見ていましたら木の伐採等があったのかなというふうに考えているんですけども、何か要因、その増加理由がありましたら教えてください。

そして、上下水道課に関しましては70周年の記念事業に関してでございます。今回下水道のマンホール蓋のデザインをコンクールされるということで予算が68万5,000円となっております。これを読みますと、1人のみが最優秀賞となりまして1個のみマンホールができるということでしたが、これはなぜ1人なのか、子供たちに知っていただくいい機会だと思うんですけども、その経緯ですね、なぜ1人になったのかというご説明をお願いいたします。

委員長（槻田雅之君）

都市建設課長江本篤夫君。

都市建設課長 （江本篤夫君）

佐野委員の質問にお答えをさせていただきます。

今回の公園費の委託料でございますが、こちらの費用につきましては、今ご多分に漏れず、燃料費、それから人件費等が高騰しておるところがございます。また、外注先のほうで公園の部分で公社と併せてどうしても人件費と人手の関係で業者をお願いしなきゃいけない部分も出てきてございまして、その部分で委託費用が昨年度、一昨年に比べますと上がってきているという状況でございます。以上でございます。

委 員 長 （槻田雅之君）

上下水道課長 亀谷 裕君。

上下水道課長 （亀谷 裕君）

佐野委員のご質問にお答えいたします。

まず、下水道マンホール蓋デザインコンクールで70周年を記念して、ふだん、目に見えない下水道でございまして、その下水道の大切さ等を理解していただく目的といたしまして今回、70周年にマンホール蓋のデザインコンクールということで行うこととしたものでございます。

ご質問のなぜ1点だけというようなお話を受けておりますが、部門として高校生以上の一般の部、その次に中学生の部、3番目に小学生の部といった3部分を考えてございまして、募集をかけながら、優秀賞も考えていまして優秀賞には、例えばクオカード等を差し上げるというか、その中から各部門の1点を最優秀賞という形で選びまして、その方のデザインというか、デザインにそのままじゃなくて一部修正というか、見える形というか、マンホールの形にできるような形で蓋を造りましてそれを町内のどこかの歩道に、車道ですと傷むというのもありますので、歩道の部分にその蓋を展示しながら見ていただくという形を考えているものでございます。

なお、1人というのは仙台市とかもやっけていまして、仙台市についても1名というような形で設置しているもので、それを参考にしたものでございます。以上でございます。

委 員 長 （槻田雅之君）

2 番佐野瑠津委員。

佐野瑠津委員

まず、都市建設課に再質問させていただきます。業者に委託しているということで人件費、燃料費が高騰しているということでございました。そうした中でも、特に予算を減らすためにその可能性を探るといえるか、人件費を削減するということはどうしても難しいかもしれないですが、ほかのところで公園の清掃管理ですとか業務に関して何か工夫されたり、何かこの予算を減らすために工夫された点はあるのかお伺いいたします。

上下水道課の件に関しましては、すばらしい企画だなと思っております。やはりふだん、目にしないところの部分がマンホール、だけど、私たちの生活を支えている部分であるということでマンホールの業務というところはすばらしい企画だなと考えております。選ばれた方々にはクオカードがあるということでしたので安心しました。説明を読む分ですと、お一人だけが何か選ばれてその方だけのマンホールができるということなのかなと思っておりましたので、すごくいい企画ですので引き続きこの企画を楽しみにしております。

回答は大丈夫です。都市建設課だけお願いいたします。

委員長（槻田雅之君）

都市建設課長江本篤夫君。

都市建設課長（江本篤夫君）

佐野委員の再質問にお答えをさせていただきます。

公園管理費等の業務委託の削減ということで工夫はということでございますが、これまで交渉等を含めて委託の関係で削減等を行ってきたところではございますが、今回、公社の事情等もございまして人件費との関係でなかなか作業員等が手配も難しいというところがございまして、今回改めて外注箇所等を増やした形もございました。その点で今までよりは費用がちょっとかさんでいるというところがございました。そういったところで、できるだけ外注費用部分を抑えられるような形で工夫はしているところですが、今年度だけそういった形で増えてきたというところでございました。以上でございます。

委員長（槻田雅之君）

ほかに質疑ありませんか。6番森 秀樹委員。

森 秀樹委員

私からは上下水道課に1点だけ伺いたします。ちょっと飛ぶんですけども、説明書の247ページ、251ページ、今のは下水道事業ですね、水道事業で277ページ、281ページです。

247ページ及び277ページの7年度予算のキャッシュフローの計算書を見ますと、一般会計からの繰入金、下水道で8,600万円、水道事業で7,700万円、大体1億6,000万円ぐらいの繰入れがございますが、例えば一般会計から繰り入れしているのは、例えば売上げがこれぐらいだったからとか、費用がこれぐらいだからとか、そういったルールというか、条例というか、そういうのがあるのか教えてください。

委員長（槻田雅之君）

上下水道課長 亀谷 裕君。

上下水道課長（亀谷 裕君）

森委員のご質問にお答えいたします。

まず、下水道のキャッシュフローの関係、水道もですけども、一般会計からの繰入金につきましては、ルール内というのがあります。それは基準内というやつですね。例えば水質を検査するとかというのはあるんですけども、9月に決算のときにもお話ししましたが、繰入れを基準外ということでもらっているものでございまして、やはり水道事業、また下水道事業としても都市部だけじゃなくて地方というか、例えば吉田とか鶴巣とかも含めての下水道事業ということで一本でやっているような形でございますが、やはりそちらのほうに、例えば下水道事業といえば公共下水道の都市施設という形で、例えば吉岡、杜の丘、もみじヶ丘ということで都市施設のほうでやるべきものを、例えば町の施策としては吉田に持っていきます、あとは鶴巣のほうに持っていきますという施策で行っているものでもございましたので、そちらにかかる経費といいますか、例えばマンホールポンプだったり、あとは管路の清掃、維持費というのは、吉岡にある分よりもこちらのほうに大分かかるということでございます。

ただ、そこについて、例えば料金で全部賄うかということ、なかなか料金も高くなったりするということもございますので、ある程度は基準外でそのことも加味しながら一般会計でお願いしているという形になっているものでございます。

また、水道につきましても、そもそも水道事業のほかに一般会計で保健事業として簡易水道事業というのをやっけていまして、例えば昔ですと、今もありますけれども升沢とか、あとは今回浄水施設のやつの難波、金取南とかということでやっけていて、そこについては浄水場がございまして、意味合いとすれば吉岡とかの県から受水している形の経費よりももっとかかっているという形を水道事業でやっけているという形ですので、そういった幅がある金額を一般会計から基準外としてもらっているものでこの金額になっているという形でございます。以上でございます。

委員長（槻田雅之君）

6番森 秀樹委員。

森 秀樹委員

詳しいご説明ありがとうございます。要は経費がかかるから、その分を一般会計から賄っているという認識でよろしいかと思うんですけども、その一方で、251ページ、281ページの水道事業予算貸借対照表のほうを見ますと、流動資産の現預金、下水道が4億2,000万円、上水道が6億1,000万円、約10億円あるわけでございます。これは流動資産なんで、現預金なんで現金もあれば預金もあると思うんですね。ある程度キャッシュがあつて、一般会計から繰り入れしたとしても利益が出ているという中で、例えばこの10億円のうちの半分を一時的に一般会計に繰戻しとか、財政調整基金に繰戻しということができるのかできないのか、お分かりでしたら教えてください。

委員長（槻田雅之君）

上下水道課長 亀谷 裕君。

上下水道課長（亀谷 裕君）

森委員の再質問にお答えいたします。

まず、流動資産は現金、預金、同じでございます。定期預金で積んでいるのと、あとは運用している形の、例えば証券とかを買って運用しているということもありますので、それを交ぜた資産という形になっているものでございます。通常の維持管理とかのやつは普通預金でやっけていますけれども、それが全部10億円がそういった形ではなくて今言った形でございまして、運用に回してその利息でもらうというのはご理解いただきたいと思います。

あとは一般会計に戻すかというようなお話ですが、通常、今、水道事業もなかなか厳しい時代でやっている形でございますので、相当何かがあって、例えば企業が来て、例えば食品系の相当水を使う企業が来て料金がとんでもなく来たというのであれば、そのときの予定している一般会計からの繰入れは減らすということはありますが、通常は戻すというのはなかなかやっていないというか、そういった形は取っていないものでございます。以上でございます。

委員長（槻田雅之君）

6番森 秀樹委員。

森 秀樹委員

9月決算のときにもキャッシュフローなり、どういった資産運用をしているか、長期の国債を買われていたというふうには見ているんですけども、大体把握しました。全部が現金じゃないということも大体把握していたので、お答えいただいて非常に助かりました。

確かに今後、下水道なり上水道の水道管が老朽化していったときにある程度、使えるものはあったほうがいいと思うので、そういった意味では国債等で資産運用も大事なんですけれども、ある程度、すぐに動かせるキャッシュもつくられたほうがいいのかなという意見で繰戻しができるかという意見でございました。引き続き維持管理に努めていただけたらと思います。返答は要らないです。以上です。

委員長（槻田雅之君）

ほかに質疑ありませんか。4番平渡 亮委員。

平渡 亮委員

私のほうからは都市建設課に1件、上下水道課に1件、質問させていただきます。

都市建設課です。81ページ、7款3項1目17節の機械器具費でラジコン草刈り機を河川費のほうで購入するという形で聞いておりますが、草刈り機ですが、河川費で購入して、例えば町道とかそういうところの行政区でやる草刈りのときにお借りすることができるのかどうかという確認と、あと、草刈り機の大きさも含めて運搬のところで軽トラックに詰めるものなのかどうか教えてください。

上下水道課の質問ですが、82ページ、7款4項2目下水道費です。令和6年度の繰

越事業で公共下水総合地震対策工事というのが行われると思いますが、その中のマンホールトイレ19か所、まほろばとひだまりだと思いますが、昨日、全協のほうでトイレカーの話があったと思いますが、2,880万円を計上していると思います。マンホールトイレ、正直こんなにいるのかなというのが私の率直な意見で、有事の際にマンホールトイレ、ぜひ必要だとは思いますが、例えばレンタルトイレなりそういうものがだんだん出てくると思うんですね。そのときに箇所的に、例えば1か所、幾ら工事費がかかって、削れるものは削って、必要だとは思いますが、箇所として多くないのかどうかということも含めてちょっと疑問に思ったんで教えていただければと思います。

委員長（槻田雅之君）

都市建設課長江本篤夫君。

都市建設課長（江本篤夫君）

それでは、平渡委員のご質問にお答えさせていただきます。

今回購入します除草機械でございます。こちら河川費からの購入ということではございますが、今年度から貸出しのほうを河川及び道路の部分に関してもということで今回貸出しの要綱等を改正させていただきまして、今後、今既存である部分と併せて今回購入する分についてもそういった形で河川愛護を主としつつも、各地区の方々へお貸しするという形にしていきたいというふうに思っております。

また、運搬については今既存でも軽トラックのほうにつけて搬送できる形になってございますので、考え方は同じもの、同機種でございますのでそれで使用いただければというふうには考えてございます。以上でございます。

委員長（槻田雅之君）

上下水道課長亀谷 裕君。

上下水道課長（亀谷 裕君）

平渡委員のご質問にお答えいたします。マンホールトイレの話でございますが、平成26年度に総合地震対策事業を行うということで総合地震対策計画のほうを策定して今、進めている形でございます。

その中のマンホールトイレの設置に関してですが、導入する際に県内の先進地とい

いますか、東松島市の矢本のほうでやっているということでその確認とか、メリット、デメリット等も聞きながら行っているものでございまして、そのときの計画では、やはり小野小学校、まほろばホール、あとはひだまりの丘と、あとそのとき建てている形でしたふれあいの杜の箇所についてマンホールトイレを設置しようというような形で進めたというものでございまして、なぜそこかというお話でございしますが、東日本大震災の際に避難人数が300人以上を超えた施設というような形で、そこでその人数から算出したしまして60人に対して1つというような形で計画を進めたものでございます。以上でございます。

委員長（槻田雅之君）

4番平渡 亮委員。

平渡 亮員

それでは再質問させていただきます。

草刈り機の運搬、借用の件、承知しました。

それで、お聞きしたいのがもう1点ありまして期間ですね、どれぐらい借りられるのかとか、ルールが明確化されてるかどうか、そのルールをしっかりと決めないと、長期間借りられたりすると大きくなかなか使えない、多くの行政区に使ってもらいたいと思うので、その期間のルールを教えてくださいと思います。

続いて、上下水道課ですが、やっぱり平成26年に策定されたと。東日本大震災を経験して能登やいろんな地震を日本で災害が起きていて、いろんなところで見直しが行われているとともに、災害に対する意識が高くなってきてレンタル業者であったり、あとはいろんな避難所の取組が国も含めて県も含めて変わってきていると思うんですね。そのときに東日本大震災で大変だったものが、もし災害が起きてもいろんな形で準備が進んでいると思ったときに、見直しをするのも大切なことだと思うんです。26年の計画と今、令和7年になっての計画としてそういうところの見直しというのがあったのかどうか、もう一度教えてください。

委員長（槻田雅之君）

都市建設課長江本篤夫君。

都市建設課長（江本篤夫君）

平渡委員の再質問にお答えをさせていただきます。

今回貸し出します機械、既存で貸し出す機械もそうなんですが、期間については1週間、7日以内という形でルールを決めさせていただきます。ただ、特認という形もございますが、基本は7日以内という形で1か月前から7日前までに申込みをいただくという形で申請をいただいて、その上で日程調整等をさせていただいて貸出しを行うというような形にさせていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

委員長（槻田雅之君）

上下水道課長 亀谷 裕君。

上下水道課長（亀谷 裕君）

平渡委員の再質問にお答えいたします。

地震総合対策の変更というか、見直しは、令和6年度のほうで今、業務で3月までやっているということで、ただ、マンホールトイレに関しては、見直しは検討したんですけれどもこのままいきますという話で、そのまま今、進んでおります。

先ほど、私も60人に1つという形でお話ししましたが、導入時に私も東松島市のほうに行って聞いたところ、トイレだけじゃなくて、例えば夜間だっりのプライベート空間にもなると。もうみんないる中でストレスを感じるのが、トイレのひとときに自分だけのプライベート空間にもなるということで、東松島市に聞いたときは、あればあったほうが本当はいいんじゃないですかというご意見もございました。そこについては、今回も60人に1つという形のやつは崩さないで進んでいるものでございます。以上でございます。

委員長（槻田雅之君）

平渡 亮委員。

平渡 亮員

都市建設課のラジコン草刈り機に関しては承知いたしました。本当に人手が少ない中でありがたい事業でございますので、ぜひ町民の方々に使っていただければと思っています。

続いて、上下水道課のマンホールトイレについてですが、しっかりと見直しなり視察なり、先進自治体のほうから聞いているということでこのまま進めていただいても

いいと思いますので、ただ、いろんな意味で防災も含めた上で見直してどんどん必要だと思うんです。なので、ブラッシュアップをどんどんしていくことが大切だと思うので、そこだけ一言つけ加えさせていただきまして質問を終わらせていただきます。

委員長（槻田雅之君）

上下水道課長 亀谷 裕君。

上下水道課長（亀谷 裕君）

平渡委員の再質問にお答えいたします。

やはり26年度、10年程度ぐらいいなっていますので、いろいろ製品とかも多分変わってきていたりしているのもあると思います。やはり使いやすいとか、そういった形も含めて、上下水道課じゃなくて実際使うときは危機対策室になりますので、その辺も聞きながら今後、進めてまいりたいというふうに考えてございます。以上でございます。

委員長（槻田雅之君）

ほかに質疑ありませんか。11番渡辺良雄委員。

渡辺良雄委員

都市建設課に2点お尋ねします。

説明書の82ページ、公園費で15節原材料費95万4,000円上がっているんですけども、ベンチの補修用の材料、これはどのような材料を今、計画になっているのか、質問の趣旨としては、今、ほとんど木材で補修をいただいていると。ただ、二、三年ですぐ駄目になってしまうという私の感触というか、何となく感じているんですね。特に私の住んでいるところは、隣の自治体と隣接しているものですから、隣の自治体の公園の使用の部材と差があって向こうのほうが長持ちしていて何かいいなというような気がしているんですけども、その辺で部材の検討をした場合にこの予算でどうなのかなという質問が1点でございます。

もう1点は、道路補修費になるのか、ちょっと項目が分からないんですけども、街路樹についてです。街路樹についてかなり剪定とかきれいにやっていただいているんですけども、何ていうんですか、これから新芽が伸びて葉っぱをつけると、電線

には配慮されているんですが、電話線はちょっと低いところにあるんですね、三、四メートル低いところにあるんですけども、それに当たって台風ですとかそういったときに大風が吹くと、電話線をバチバチやっているということで住民からの申出も実際にはいただいています。大和町内にそういった箇所が何か所あるか分からないんですけども、その辺の点検とか、対策とか、その辺はどのようにお考えになっているか、お尋ねいたします。

委員長（槻田雅之君）

都市建設課長江本篤夫君。

都市建設課長（江本篤夫君）

それでは、渡辺委員のご質問にお答えさせていただきます。

まず、1点目の公園費の原材料費でございます。ご質問のとおり、今回補修用原材料として考えていますのは既存の部分の木材ベンチ、そういったものの補修材としての購入、そういったところが主なものになってございまして、既存の木材という形で、あるものに対して補修を行うというような形で計画をしていたものでございます。

今、委員がおっしゃったように、それを鋼材のような形で長期という形になりますと、通常の長さ等は、まだ今あるものに対して今度、合わせて加工しなきゃいけないという部分も出てくるかもしれませんので、その辺では長期にはなるかもしれませんが、もしかしたら一旦は別なものにセットし直した形でという形の工夫も必要になるかもしれませんので、今現在は既存のものでの補修材という購入をさせていただいているところです。

また、2点目の街路樹の剪定でございますが、こちらについては委員ご指摘のとおり、電力であれば、我々が手が届かない部分でも剪定等を行っていただく形がございます。町としましては、何年かに一遍という形で街路樹にある部分の剪定を行っておりまして、その間にどうしても1年2年となりますと、枝が伸びてくるというところがございますので、そういったところでサイクルは決めつつもやっているというところがございまして、伸びの早い木がどうしてもその路線の中には出てくるというところがございますので、その際は、維持管理会社と併せてその部分だけを剪定するという形での工夫も対応はさせていただいているところでございます。以上でございます。

委員長（槻田雅之君）

11番渡辺良雄委員。

渡辺良雄委員

ベンチのほうの部材、何というか、住民の目に届きやすいのは、そういう公園のベンチですとか、遊具ですとか、道路の表面ですとか、目立つところなんですね。そして、街路樹についても同じく住民の目に非常につきやすいと。物すごく都市建設課のほうで努力していらっしゃるのはたくさんあるんですけども、そういうのは余り目立たないところなんです。頑張っているのはよく分かっているし、そういう75万4,000円、それでずっとこれで来たからこれでいいんだというのじゃなくて、少しご検討いただきたいなと思いますが、いま一度、そのところのご答弁をお願いしたい。

それから街路樹についても、やはり背が高いところでカットされていると。それをもう少し身長を低くできないのか。そうすれば伸びても大丈夫なんじゃないかというふうに思うんですが、街路樹の高さを低くするような整備、これについてはこれから考えになっていただけるかどうか、その辺のところをお尋ねいたします。

委員長（槻田雅之君）

都市建設課長江本篤夫君。

都市建設課長（江本篤夫君）

渡辺委員の再質問にお答えをさせていただきます。

まず、1点目の公園の部材に関しましては、おっしゃるとおり、破損した部分を直しているというのが今のところ、多いところでありますが、その辺は長期にもつもの、その辺の工夫も考えていきたいというふうには思っていますので、今年度に関しましてはその対応の仕方ですやっつけなければなというところでございます。

また、2点目の街路樹の剪定でございますが、今年度から吉岡地区等では行っておるんですが、かなり太くなった街路樹等については伐採等も含めて行っておるというところございまして、そういったところを各地区、どうしても太くなりますと、枝を張る部分が高くなるということになりますので、そういったことになると剪定をしても、もしかしたらN T Tの電話線と同じぐらいのところに幹が出てくるという

ことになりますので、そういった箇所については今回導入したような工夫をさせていただいて、なるべく枝葉が支障にならないような工夫をやっていければというふうには考えてございます。以上でございます。

委員長（槻田雅之君）

ほかに質疑ありませんか。5番櫻井 勝委員。

櫻井 勝委員

私からは都市建設課に1件、お伺いいたします。

予算に関する説明書79ページ、7款2項1目道路維持費の中の10節需用費についてお伺いいたします。光熱費1,130万円ほどを計上されていますけれども、バスターミナルの電気料という説明でよかったかなと思いますが、夜間バスターミナルの明かりは一晩中ついているのか、それとも最終バスを過ごしたら明かりは消えるのか、お伺いいたします。

委員長（槻田雅之君）

都市建設課長江本篤夫君。

都市建設課長（江本篤夫君）

それでは、櫻井委員のご質問にお答えをさせていただきます。

説明のほうではバスターミナルの光熱水費という話に併せまして道路の照明灯がございしますが、そちらの電気料も含めるような形で光熱水費という形で、大変申し訳ございませんが、そちらのウエートがよほど高い部分を占めていたというところがございまして、その分が割合としては大きかったというところでございます。よろしくお願ひします。（「夜、消すか消さないか照明、夜間、24時間ついているとか」の声あり）

すみません。そちらについては同じように24時間ついている形になってございますので、こちらで利用していただく際には自動照明でつくトイレ等もございしますので、そういったところで電気は行っているということです。以上です。

委員長（槻田雅之君）

5番櫻井 勝委員。

櫻井 勝委員

電気料も高くなっていますし、人件費とかも高くなっているんでしょうけれども、電気だけではなくて全てにおいて少しでも節約する気持ちでやらないかんなと思っております。こうすればもっと節約できるなということを常にお考えいただいて改革していただきたいなと思いますが、その点についてもう一度お願いします。

委 員 長 （槻田雅之君）

都市建設課長江本篤夫君。

都市建設課長 （江本篤夫君）

櫻井委員の再質問にお答えをさせていただきます。

まさしくご指摘のとおり、今までどおりというようなことではなく、そういった活用の仕方、工夫、運用の仕方を工夫していかなければいけないなというふうには思っておりますので、灯具関係もその辺もいろいろ研究してまいりたいというふうに考えてございますので、よろしくお願いいたします。

委 員 長 （槻田雅之君）

ほかに質疑ありませんか。1 番本田昭彦委員。

本田昭彦委員

私のほうから都市建設課に1件、お尋ねをいたします。

予算に関する説明書79ページの7款2項1目道路維持費でございますが、除雪の部分ということでお尋ねをしたいと思います。今シーズン、大分雪も多くて大変だったと思いますが、委託している業者、数あると思いますけれども、除雪、融雪、それぞれあると思いますけれども、この辺の業者の数が分かれば教えていただきたいと思います。

委 員 長 （槻田雅之君）

都市建設課長江本篤夫君。

都市建設課長 （江本篤夫君）

本田委員の質問にお答えさせていただきます。

今年度、除雪業者につきましては24社に委託してございまして、あと、融雪につきましては4社という形で、合計28社で除融雪作業を行っていただいておりますというところでございます。以上でございます。

委員長（槻田雅之君）

1 番本田昭彦委員。

本田昭彦委員

28社ということで、今シーズンはあれですけれども、来シーズンといいますか、そういったところに向けて、いろいろと除雪、融雪の基準というのもあるようですけれども、この辺のなんですかね、以前は大分除雪のほうが多くて融雪は少なかった、データを見るとそんな感じですが、大体融雪のほうが多くなってきているような最近の傾向かなというふうに思っておりますが、この辺の判断基準というか、作業に当たるときの判断基準というのは業者に任せているという考えでよろしいでしょうか。

委員長（槻田雅之君）

都市建設課長江本篤夫君。

都市建設課長（江本篤夫君）

本田委員の再質問にお答えをさせていただきます。

除雪、融雪の基準でございますが、こちらについては町のほうで定めさせていただいて、年初めの際にその業者さんにお集まりをいただいて説明をさせていただいております。除雪に関しましては、バス路線、それから幹線道路について積雪深5センチメートル、それ以外の部分では10センチメートルを超えた場合というような形でございます。それはある程度、パトロールをしていただいて業者の判断でその積雪深を超えた以上という形になりますので、その程度というところで出動いただくという形になってございます。

また、融雪につきましては、次の日の朝、氷点下になると。ただ、それはある程度、前の日に雪が降ったとか、そういったところである程度、路面が凍結するおそれがあるというような気象条件があつての出動という形で話はしてございますので、そ

ういった判断で業者のほうにはお願いしておるところでございます。よろしく
お願いします。

委 員 長 （槻田雅之君）

1 番本田昭彦委員。

本田昭彦委員

基準はあるんですけども、なかなか場所によってはというところがあるかと思
います。同じような降り方だったりというところがあって、こっちは基準を満たして
こっちは基準を満たしていない、近くであっても。その辺の判断でいろいろと役場
のほうにもまだ来ないのかとか、いろいろそんな話も多分この除雪シーズン、冬場
になるとそういった問合せも来るんだろうというふうに思っております。

また一方で除雪で、報告にもありましたけれども、いろいろと住民とのトラブルと
いうのも出てきている中で、やっぱり作業に当たる業者にも協力を得て、やっている
かもしれませんが、記録の残るドライブレコーダー的なものを設置して協力い
ただいて、そういったトラブルのときに客観的に判断できるようなものがあつたら
いいのかなというふうに思っておりますので、その辺も含めてよりよい除雪という
と、おかしな話ですけども、住民サービスをよろしくをお願いをしたいなと思います。
以上です。

委 員 長 （槻田雅之君）

都市建設課長江本篤夫君。

都市建設課長 （江本篤夫君）

本田委員の再質問にお答えをさせていただきます。

確かに除雪をされた場合、業者の出動時間によっても降り方で、委託をしているエ
リアが違っていると、どうしても通ったところでない業者さんとは回り方が違うというの
は出てくるところでございますので、そういったご指摘もいただきつつもご理解いた
だいて、一般の方にはお話をさせていただいているところでございます。

また、その記録につきましては、今委員のご指摘いただいたとおり、そういった客
観的な映像の形もあればお互いによろしいのかなというところもございまして、今現
在はそういったものを必須にしておるというような形でお話はしてございませんが、

今後、そういったところも協力をいただいて設置できるかどうかということで、条件にしますとなかなか大変かなと思いますので、ご協力いただけるような業者さんをできるだけ増やしていければなというふうには考えてございます。以上でございます。

委員長（槻田雅之君）

ほかに質疑ありませんか。15番児玉金兵衛委員

児玉金兵衛委員

私から両課に1点ずつお尋ねします。

まず、一般会計予算から80ページ、7款2項4目14節工事請負費の中でグリーンベルト、いわゆる歩道のカラー塗装、令和7年度の予定のエリアを教えてください。

あとは水道事業会計予算で289ページ、1款1項2目の備消耗品費、それから保険料合わせて100万円ほど普及啓発事業とあります。6年度の実績も踏まえて7年度の取組内容を教えてください。以上です。

委員長（槻田雅之君）

都市建設課長江本篤夫君。

都市建設課長（江本篤夫君）

それでは、児玉委員のご質問にお答えをさせていただきます。

今回事業を行います交通安全施設工事のグリーンベルト区画線等の設置予定箇所でございますが、こちらについては、グリーンベルトはもみじヶ丘三丁目、そちらのついている箇所ですが、大半が消えてきているということで今回改めてまた再度、グリーンベルトを設置する形になります。そのほかにつきましては、区画線の設置工事という形で北部工業団地のほうに向かう衡南松坂平を含めた外3路線でもって実施をしていくということで、こちら地区にしますと吉田、鶴巣、吉岡という形でおの1路線ずつ実施をしていくという形で考えておるところでございます。以上でございます。

委員長（槻田雅之君）

上下水道課長亀谷 裕君。

上下水道課長 （亀谷 裕君）

児玉委員のご質問にお答えいたします。

まず、普及啓発事業、ちょっと説明させていただきますと、やはり上下水道の施設は、昭和の時代から整備されてきて平成、令和ということで今現在利用しているものですが、やはりこの施設は次の世代にも引き継いでいかなきゃないという考えがありまして、そのためには上下水道の役割というんですか、例えば蛇口をひねったら水がすぐ出るというか、空気のように言うとあれですけども、そうじゃなくていろんな仕事があるとか、いろんな経費がかかるというのを次の世代に引き継いでいけたらなという私の思いで今回、その普及啓発活動ということで予算等でもお願いしているものでございます。

まず、令和6年度につきましては、町内にあります3幼稚園、ある中の3施設といえいいんですか、のほうでやりまして、紙芝居等を見せながら、こんなのですけども、こういった漫画的なやつを見せながら水がどのように、例えば雨が降ってダムを造って浄水して自分たちで使って下水道になるというようなことを子供たちに教えてきたものでございます。すごい興味を持っていただいて、あとは給水車とかを持って行って災害のときというか、水が出なくなったときにこういったものを使うんだよというようなことも見せながらその事業をやったもので、すごく私的にも大分真剣に聞いていただいたというのがありまして、今回、その事業をやるという形も考えたものでございまして、プラスして常任委員会のほうにも話したところ、やはり幼稚園だけじゃなくて小学校とか、そういったものがないのかということでお話を受けまして、令和7年度につきましては、ご説明申し上げましたが大和町水循環ツアーということで、今話したものを実際に現場に行ってみてもらおうというようなことを小学生の高学年にやろうかなというふうに考えてございます。

内容については、南川ダムのほうに行って、まずは水ためる施設がこういうものがありますよと。次に中峰浄水場がありますので、ここでさっきあった水をきれいにすると。それを、例えば体育館のほうとかに行ったらトイレとか使っていて、自分たちで使ったらその足で今度、磯ヶ沢にある処理場のほうに行ったら、水をきれいにし吉田川のほうに流すんですよというのを実際見ていただくというのがツアーの中身でございます。

そのほかにつきましては、やはり先ほど言った講座のほうもやりますし、先ほど佐野委員からもお話がありましたが、下水道のほうについてはマンホール蓋、あとは6年度もやりました上下水道フェアのほうをやっていきたいというふうに考えてござい

まして、上水道につきましては先ほど言った水循環ツアーの経費等になります。以上でございます。

委員長（槻田雅之君）

15番児玉金兵衛委員。

児玉金兵衛委員

改めて質問します。ということは、都市建設課からですけれども、グリーンベルトについては、大体町内必要な箇所は一巡しているというふうに考えていいのでしょうか。消えかかっているところを順次塗り直していく段階に入っている、2巡目、3巡目みたいにこれからそういう流れになっていくと考えていいのでしょうか。

上下水道課です。昨年のまほろば夏まつりの上下水道フェアというんですか、いわゆる魚のつかみ取り、お祭りの中でもピカーの企画だったと思います。親子連れで、特に子供がはしゃいですごくいい企画だったと思います。水道事業者だけでなくこれから地域にもっともっと上下水道、水資源の大切さ、今、課長がおっしゃったとおり、それから上下水道事業そのものの重要性、かけがえのなさみたいなことをどんどん地域も巻き込んで一緒にフェアなり、ツアーなり、あとは講座なりを開いてどんどん巻き込んで行ってほしいと思います。ともすると、私、上下水道課ってすごく地味な課だなと思っていたんですけれども、縁の下の力持ちみたいな課だなと思っていたんですけれども、もっともっと情報発信して地域を巻き込んで町おこしができる課なんだなと課長の活躍、スタッフ皆さんの活躍を見て応援したくなりました。

このフェアも100万円の中に収まっているのであれば、もっともっと強気に予算を補正でもいいから出していただいて、どんどん企画展開をしていただければと思います。期待しております。

委員長（槻田雅之君）

都市建設課長江本篤夫君。

都市建設課長（江本篤夫君）

児玉委員の再質問にお答えをさせていただきます。

今回グリーンベルトにつきましては、消えた箇所へということで、今ご指摘いただいたように、一巡して今度は維持管理のほうにというお話ということですが、今現在

でグリーンベルトの設置を要望いただいている箇所、そういったところが今現在ない形で、今は既存である分という形で整備をしていた部分で今回消えた箇所を改めて設置をするということで、今後、設置しないんだというお話とはまた別に、その辺は広く考えていきたいなというふうに思っていますので以上でございます。よろしくお願いします。

委員長（槻田雅之君）

上下水道課長 亀谷 裕君。

上下水道課長（亀谷 裕君）

児玉委員の再質問にお答えいたします。

そうですね、事業は今回は普及啓発は子供に特化したという形にはなっておりますが、今後としましては、やはり生き生きサロンだったり、あとは企業さんとかに、もし要望があれば行ってご説明するというのは全然、上下水道課では考えていることですので、そういったことも含めながらやっていきたいというような形を考えてございます。

なお、理解していただいて、児玉委員が言うとおり、共助というか、後ろでサポーターみたいになっていただければいいなというふうには思っていますので、皆さんの協力をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

委員長（槻田雅之君）

ここで確認いたします。この後、質問のある方は何名ほどおられますか。質問をされる方は挙手をお願いします。

質問者が複数名おられますので、暫時休憩といたします。再開は午前11時10分いたします。

午前11時00分 休憩

午前11時11分 再開

委員長（槻田雅之君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの答弁に修正がありますので、ここで答弁いたします。都市建設課長江本篤夫君。

都市建設課長 （江本篤夫君）

大変申し訳ございません。先ほど宮澤委員から質問いただいたウッドチップの搬送の関係でございましたが、軽トラックで搬送可能というようなことでお話しさせていただいたところですが、重量的に軽トラックでは搬送は難しいということで、1トン半から2トン車程度の車両で搬送という形になりますので、その辺も含めて、まずは町と公社のほうで利用状況等を確認した中で周知を図っていければというふうに思いますので、よろしくお願いします。大変申し訳ございませんでした。

委員長 （槻田雅之君）

宮澤委員、よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。8番犬飼克子委員。

犬飼克子委員

都市建設課に2点お聞きします。

80ページの7款2項3目橋梁維持費ですが、先日、簀垣橋を視察してきたところがありますが、大和町では令和7年2月現在で126の橋梁を管理されていますが、完成後50年以上の橋梁は60%ある。また、10年後には28%、20年後には87%と急速に橋梁の高齢化が進むんだと思うんですね。今後、この増大が見込まれる橋梁の修繕、架け替えに要する経費がかなりのコストになると思うんですが、この間の簀垣橋の橋梁判定が3判定ですか、3番目の一番悪い判定で、この3判定は何か所ぐらい今、町にあるのかお聞きします。

もう一つ、82ページの7款4項3目14節工事請負費の公園の防災調整池の環境整備、どこを整備するのか、この防災調整池、何か所あるのかお聞きします。

委員長 （槻田雅之君）

都市建設課長江本篤夫君。

都市建設課長 （江本篤夫君）

それでは、犬飼委員のご質問にお答えさせていただきます。

ご質問ありました橋梁に関しては、今現在、町で管理している長寿命化計画を策定した橋梁数は128橋梁ございまして、そのうちの1か所が現地を視察いただいた簀垣橋になってございます。それらを含めて今現在の橋梁点検における段階の3については13橋、簀垣橋を含めて13橋でございます。

その中で今回、国の補助事業を使いまして簀垣橋を今現在行っておりまして、7年度につきましては七ツ森大橋と舞野大橋、こちらのほうの設計についてお願いをしておるということで、国の事業を使いながらということでこれらを随時修繕を行っていきたいというふうに考えておるものでございます。

続きまして、2点目の防災調整池でございます。こちらについては今現在、町で管理している部分、我が課で管理しているのは8カ所の防災調整池がございます。そのうち今回お願いしております工事請負費につきましては、中峰防災調整池ということで升沢地区で移転を行いました県道沿いの防災調整池、こちらのほうの環境整備ということで今回事業を行う予定としておるものでございます。以上でございます。

委員長（槻田雅之君）

8番犬飼克子委員。

犬飼克子委員

町で管理しているのは、私が調べたのは126でちょっと少なかった、2つ少なくて、橋梁の3判定も11だと思ったら13だったんですね。やっぱりお聞きしてよかったです。

それで、七ツ森大橋と舞野大橋、今年の国の補助事業でされるということで、この計画のある中で七ツ森湖泉ヶ岳線、今、工事をしていますが、仙台から自転車の様々な何とかゴール、ありますよね、今回の新事業で、そういう仙台とか県内外から多くの方々が来られると思うんですね。この3判定が13もあるということは、やはり橋に寄りかかって落ちたりしないように、欄干が相当傷んでいるところがありますので、町民の方々からもこの橋の老朽化に対して心配の声が結構聞かれるわけなんですけれども、優先順位とかいろんな利用の頻度とか、様々あると思うんですが、ぜひ吉田川の橋の修繕、喫緊の課題と考えますが、この辺は町としてどのように考えているかお聞きしたいと思います。

あと、防災調整池なんですが、高田にも嘉太神から移転してこられた防災調整池があるんですけれども、移転当初はゲートボールとかで使っていたんですけれども、高

齢化になって管理も大変になってきたという声があるんですけども、こういうときは町で管理をしていただけるのかどうか、心配の声があるんですがこの辺をお聞きしたいと思います。

委員長（槻田雅之君）

都市建設課長江本篤夫君。

都市建設課長（江本篤夫君）

犬飼委員の再質問にお答えをさせていただきます。

まず、橋梁の修繕でございます。こちらについての判定関係につきましては、高欄だけではなく桁とか床板の傷み具合によって判定が出てくる形で、そちらのウエートのほうが大きく、破損をして落橋するおそれがあるかとか、その辺の傷みがあることによって腐食が進んでという形になって、高欄の部分に関しましては、この判定になりますと、表面には出てくるんですが、判定上はそこまでのウエートを占めていないというのが現状ではあるというところです。

ただ、今回、この補助事業を使ってやるのが7款2項の事業ではございますが、今回、橋梁修繕に関しては籠釣橋の橋面補修ということでそちらのほうを改めてやるというところもございますので、そういったところで箇所箇所ごとに見合った形で、町としてできる範囲で修繕を行っていききたいなというふうには考えておるところでございます。

あと、2点目の防災調整池でございますが、こちらについて南五福院の防災調整池でございますが、そちらの維持管理等は常時の草刈り等、そういったところは地区の方々にやっていただいているところもありますが、その辺はご相談させていただいて私どものほうでも、ただ、ご質問いただいた防災調整池でゲートボールをやっていたというのは我々も認識していなかったところがありましたが、活用の仕方としてはかなり管理をされておりましたので、その辺で状況等をこちらにもご相談いただきながら考えていきたいというふうに思いますのでよろしくお願いします。

委員長（槻田雅之君）

8番犬飼克子委員。

犬飼克子委員

高欄はそんなにウエートを占めていない。やっぱり見えるところを住民の方々は心配するので、橋桁とか下のところまでなかなか見れなかったのもそういう心配の声があったので、聞かれたときはそういうふうに説明をしていきたいと思います。やはり自然も豊かで本当にきれいなまちづくりを目指していただきたいと思います。

また、防災調整池、町で全て管理するのは町の予算もあって大変で、少しでも協力したいという思いがあるようなので、この辺は相談しながらぜひ進めていただければと思います。答弁は結構です。

委 員 長 （槻田雅之君）

ほかに質疑ありませんか。7番佐々木久男委員。

佐々木久夫委員

私から都市建設に1件質問したいと思います。明細の81ページの7款4項1目12節業務委託でございます。新規事業ということでありまして、都市計画マスタープランの策定業務と鶴巣地区計画策定、目的はどのような形で、特に鶴巣はいいんですけれども、都市計画のマスタープランはどういうことを要望しながら計画を練るか、委託業者に、そこら辺をお聞きします。

委 員 長 （槻田雅之君）

都市建設課長江本篤夫君。

都市建設課長 （江本篤夫君）

佐々木委員のご質問にお答えをさせていただきます。

こちらの委託費に関しましては、鶴巣地区に関しては鶴巣地区、今までの中心地でありました北目地区、大崎地区を中心とした箇所の中で、いわゆる調整区域内ということであっていろんな縛りがあるということもございますが、その中で活用を図りたいという中で可能性として地区計画の設定ができないかどうか、そういったところを今回検討業務という形でお願いをさせていただいているものでございます。

また、もう1点の都市計画マスタープランにつきましては、昨年度において計画を行ってございますが、総合計画のほうの見直しが改定ということで今回計画をしておりますので、それに併せて今回都市計画マスタープランについてもその辺と連動する形でより具体の部分というのは、この都市計画マスタープランのほうで反映してくる

という形になるだろうというふうに考えてございますので、その辺の変更の内容によって都市計画マスタープランもより具体的な表現と、そういったところを検討していくための策定業務ということでお願いをしているものでございます。以上でございます。

委員長（槻田雅之君）

7番佐々木久夫委員。

佐々木久夫委員

鶴巣に関しては、かなり要望が強かったんで早めにやっていただくということで計画に入るということで、非常に良いことだと思います。

都市計画マスタープランについてはおおよそ分かりました。詳細についてそれらを煮詰め、今までの計画を煮詰めてさらに詳しくやるということでありますので大いに期待をしたいと思います。以上で私は終わります。（「答弁はよろしいですか」の声あり）結構です。

委員長（槻田雅之君）

ほかに質疑ありませんか。9番馬場良勝委員。

馬場良勝委員

私から都市建設課に3点、同僚議員とも少し重複しますが、それから上下水道課に2点お尋ねをします。

まず、都市建設課にお尋ねをします。説明書の78ページ、7款1項1目18節、ご説明ございました地域振興公社との合築の件でございますが、私、委員会のほうの資料を見させていただいておりますけれども、単独合築というふうにありますけれども、こういうのは点数方式みたいなのでこれまではこっちが有利、こっちが有利、地域性とか出していたはずなんですけれども、この辺はなかったのかどうか。要は合築ありきで話が進んだような感じがしますので、その辺、どうだったのか、まずお尋ねをしたいと思います。

それから、81ページ、今、同僚議員からもございました7款4項1目12節、鶴巣地区の北目大崎地区と今、課長からご答弁ありましたが、目指すのは何をを目指すのか、要は検討してどこに持っていきたいのかというのが今ちょっとご答弁で見えなかった

ので、検討するその部分、いま一度ご答弁いただきたいと思います。

それから、83ページ、7款5項1目子育て支援住宅建設費、今年度ゼロ円なんです
が、用地、まだありますよね。どうして、もうおやめになったのか、一旦立ち止まっ
たのか、ご答弁いただければと思います。

それから、上下水道課にお尋ねしますが、これも委員会のほうの資料で申し訳ない
んですけども、262ページの委託料になるかと思うんですけども、下水道の官民連
携のございました。中身支出抑制等々と理由があるんですが、これも検討をなさって
それをどういうふう to 何を検討するのか、それが何を町にもたらすのかという部分、
あと、金額が2,000万円でもいいのかな、このぐらにかかる検討は何なのかなというこ
とで、詳細教えていただければと思います。

それから、先ほど同僚議員からもありました普及啓発でしずく丸、新たなキャラク
ターということで活用方法というか、先ほど同僚議員からもありました。課長、小学
生までとありましたけれども、要は技術職の職員、足りないですよ、どこの上下水
道課でも、その辺もいま一度ご答弁をいただければと思います。

委 員 長 （槻田雅之君）

都市建設課長江本篤夫君。

都市建設課長 （江本篤夫君）

馬場委員のご質問にお答えをさせていただきます。

今回お願いしてございます18節の負担金でございます。こちらにつきましては、前
回の12月の定例会におきまして町の条例化によりまして、いわゆる維持管理施設資材
置場というところを設定させていただきました。それに併せた形で地域振興公社も区
画整理事業内ということで今現在営業している事業地がどうしても移転をしなければ
ならないということで適地をとということで、予算の説明の際にもお話しさせていただ
いたというところで、適地がない中で町の施設の計画が出たということでそちらのほ
うに移転をさせていただきたいということで、であればというところで、今行ってい
る公社の営業体、それから活動内容等については町のほうでお願いしている部分が
多々ございますのでそういったところということで、では、単独で建てて維持管理
施設と事務所という形で町のほうの車庫棟、作業棟と公社は公社でというところでの
単独、おのおのというところがいいのかということでの検討もさせていただきました。

単独の場合ですと、おのおのが所有してその中でおのおのが建築費を負担するという形になってきます。その中でおのおの管理するという形になって、それからこの施設そのものも建物をおのおのが建ててしまえば、それだけ土地利用についても制約がまたおのおの出てくるところもございましたので、そういったところも踏まえるのが1つ。

それから、合築にした場合はどうかというところで、これは、いわゆる主たる建築主が管理をしていくという形の中で発注形態が変わってくるというところがございます。合築にした場合は、一遍に建物の壁、柱、そういったものが集約できると。維持、管理、設計、そのものの管理についても1つの建物としての管理ができるということで、そういった諸条件の中で維持管理等も含めたところ、設計に関してはそういった費用が安価な部分が出てくるところが出てまいります。

また、それを建てた後のコスト面についても、おのおので管理をする場合と合築であった場合では、おのおので維持管理をしていく形の中でエリアがおのおの集約されてきますので、そういったところでの費用面というところも出てくる。あと必要な施設、それがおのおの必要になってくるところがございますので、そうなった場合にそれを一つに集約することによってその分の経費というのが削減されるというようなこともございまして、今回検討した中では総合的に判断して合築での申請をいただいたことについて、町としてそれに応じる形で一緒になってやろうということで、今回その分の費用相当負担額をお願いするという形になったものでございます。

続きまして、2点目の鶴巣地区の地区計画の設定についてでございます。こちらについては、これまでも各議員の皆さんから鶴巣地区の子育て支援住宅を含めた中での調整区域内の制約というところがございますので、そういったところを町としても課題としては捉えていたところではございましたが、今までは検討というところまで入ってきていなかったわけですが、今回改めてその部分を含めて北目大崎地区、いわゆる鶴巣地区としては小学校がある、中学校があった場所というところで、旧鶴巣地区としては中心地というところもございますので、そういったところの部分としてはぜひ受皿という形にできないかどうかというところを含めて、コミュニティーの維持というところでぜひ地区計画の設定をできればと。

ただ、それに関しては町の土地だけでやれば、それはよろしいんですが、そうでない部分ももしかしたら出てくるかもしれないというところも、絵を描きつつも皆さんとご相談をさせていただく形で設定のほうはやっていかなければいけないんだろうというふうには思っておりますので、検討してそのまま終わりというところまでは

いかないまでも、そういった実現に向けてぜひお願いできればなど。地区計画を設定する上では住民の説明会、それから審議会等、いろんな手続を踏まなければいけませんので、おのずとそういった住民の方々との話合いというのは出てくるということになるというふうに考えてございます。

次の3点目でございます。子育て支援住宅1区画につきましては、こちらは鶴巣地区になってございます。今現在、建ててございますが、そちらのほうについては既存の建物を建ててその状況を見つつということで、当初も今ある1区画についてはもう少し様子を見た中でというところがございまして、その段階に行って今、状況を見ているというところで、今回改めて整備をするというところにはお願いをしなかったところでございます。以上でございます。

委員長（槻田雅之君）

上下水道課長 亀谷 裕君。

上下水道課長（亀谷 裕君）

馬場委員のご質問にお答えいたします。

1点目の下水道事業、官民連携における可能性調査の件でございますが、この調整事務を令和6年度、今年度についても行ってございまして、委員申されますとおり、支出抑制や職員減少等の下水道の諸問題に対して包括委託等の連携が可能かどうかというのを検討しているものでございます。

今年度については、どういったものができるかというものをピックアップしている業務でございまして、ピックアップした中身を令和7年度については、そこから可能性を探るといような形で、例えば委託形式、普通ですと一般の業務委託とか、あとは第三者委託、あとはBOD、PFI、あとは宮城県でやっているコンセッション方式とかというのがありますが、その辺でどれがピックアップしたやつに当てはまるかというようなことを検討していくような業務の中身でございます。

ただ、費用も出すんですけれども、実際受けてくれる業者さんがどういったご意見を持っているとか、その辺のサウンディングというんですか、アンケート等を取りながらサウンディングもしないと、こちらの思いだけでお願いできるものでもございませんので、そういった業務を含めての内容となってございます。

2点目の普及啓蒙の新キャラクターというのも、昨年度、幼稚園に行った場合、サブローの協力もちょっと借りながら行ったものでございますが、やはり水道課職員よ

りはサブローのほうが断然人気がありまして、それを見て、やはり水道課でもキャラクターが必要じゃないかというお話がございまして、県内でもいろいろ仙台市とか、あと塩竈市、名取市とかも水道とか下水道事業に特化したキャラクターもいるということで、昨年の上下水道フェアにも来場した方々にちょっとアンケートを取って、水道事業とかでキャラクターいたらどうですかと言ったら、いてもいいんじゃないですかという大分いい意見がございまして、名前も何か水に関する名前ですとかというようにものも聞きまして、その中ではアサヒナシズクマルがいいんじゃないかというご意見もございましたので、着ぐるみ等の制作、先ほど備品でなくて委託で考えていまして委託費で行うものとしてございます。ちょっと小さいですけども犬のようなデザインで、趣味はサブローと一緒に南川を散歩することとか、特技はきき水百発百中とか、好物は大和町の水というような中身で作成しながら、水道事業だけでなく、例えば町のイベント等にもサブローと一緒に参加してまいりたいというふうに考えてございます。

もう1点は技術職の継承というか、こういった形で、毎年、技術職の採用というか、お願いはしているものの、なかなか来ない。来年ですか、7年度は1人採用しているというのは聞いてございますが、どこの自治体も同じように技術職がなかなか難しいというような中身もございます。技術の継承は大事なことでございますので、今、黒川郡の中で広域化の話も出ていまして、その中で技術のほうの広域化ができないかという形を私なりにも考えてございまして、来年度、7年度も引き続きいない中で、例えば事務屋でもできるような中身をできないかというのを、大和町だけでなく大衡村、大郷町、富谷市等も含め、私も松島町もいけるんじゃないかと思っていますので、その辺も含めながらこの検討もしてまいりたいというふうに考えてございます。以上でございます。

委員長（槻田雅之君）

9番馬場良勝委員。

馬場良勝委員

ご丁寧なご答弁をいただきました。

まず、公社との合築についてお尋ねをするんですが、金額はこの5,200万円でもう終了ということでもいいんですかね。要は総額が幾らで何対何で町が負担しているのかという部分と、あわせて、せっかく建物を建てるんですから、これは財政課なのかもし

れないですけども、高田の倉庫にもいろいろ物はあって、あそこもうそろそろという感じもするんですよね。そういう意味ではここに物もそんなに、お祭り用のものぐらいしかないのかなという部分もありますので、やっぱりスクラップ・アンド・ビルドを考えた場合、せっかく建てるんだっただという部分も私、ちょっと思っていたところがあったので、そのご検討がなかったのかどうか、まずその３点、金額と割合、高田倉庫も含めてという部分をお尋ねをしたいと思います。

それから、鶴巣地区の地区計画ということで、課長もおっしゃったとおり、私も感じているんですが、本来であれば子育て支援住宅ができる前ぐらいの話からこの計画を立てておかなければいけなかったのかなと。やっていただくのは非常にいいんですけども、もう既に時遅しのような感じもしますし、あと３年で多分一番最初の方、出られるはずなんですよ。そういう意味ではもう喫緊の課題だと思いますし、あるいは今、空いている子育て支援住宅の用地、あそこを住宅にしてみたいな、できないとは思いますが、そういう考えもおありなのかなあと思って今年度、上げなかったのかなという部分もありますので、総合的にその辺、お答えいただければと思います。

それから、上下水道課、今朝の河北新報に、課長はご覧になっているかと思うんですが、西川町の官民連携ですか、住民の方がやるＤＡＯ方式というんですか、分散型自立組織、こういうのも今後、やっていけるのかなと思うんですけども、うちは中山間地に行けば行くほど高齢化率高くて、なかなかその辺も難しい部分はあるかと思うんですけども、いずれにしろ、大事なところですのでこれはしっかり取り組んでいただきたいなと思いますし、目に見える成果を出してほしいんですよ。八潮市でしたか、下水道管が落ちて、あんな大きいのはうちにはないでしょうけれども、今いろんなところでそういうのが出ていますので、今後のその辺のお考えをいただければと思います。

それから、シズクマル、小さい子たちに普及啓発するのもいいんですけども、本当に今、技術職、課長がおっしゃったように足りない。どこの市町村でも足りないの、やっぱり高校生なりにももう少しその大事さというか、上下水道の大事さを教えるべきだと思うんですけども、いま一度。

委員長 （槻田雅之君）

都市建設課長江本篤夫君。

都市建設課長 （江本篤夫君）

馬場委員の再質問にお答えをさせていただきます。

今回費用負担をお願いしております金額につきましては、公社のほうでも設計等、行ってございまして、その中で面積割合でしますと、私どもと公社で大体6対4程度にはなるんですが、今回町のほうが利用する関係については、高さは高いんですが内装等がほとんどないような状態でもございますので、そういった関係で、いわゆる部材としての費用負担と考えると、それが7対3ぐらいになってくるということで、おおむねですけども37%ということにはなるんですが、そういった形の費用見合いでもって今回負担をさせていただくという形でお願いをしておるものでございます。

2点目でございます。こちらについては鶴巣地区の地区計画設定、ご指摘のとおり、子育て支援住宅だけではないんでございますけれども、いわゆる鶴巣地区としてのコミュニティーの維持という部分に関しては、いずれ何らかには検討していかない部分であったというふうに思っております。どうしても現状の都市計画では調整区域ということで新たな開発はできないという中での維持となりますと、既存住宅があつての話でしかない形になりますので、そこをなるべく、今現在、現状の中で活用できるものとして計画できればということで、地区計画を設定してコミュニティーの維持を地区の方、今いる方々だけで維持するのではなくて、その中でというところも踏まえてできないかどうか、そういったところの地区として、最適に計画できるのはどこなのかということも含めて今回設定できればというところでお願いをしたものでございます。以上でございます。

委員長 （槻田雅之君）

上下水道課長 亀谷 裕君。

上下水道課長 （亀谷 裕君）

馬場委員の再質問にお答えいたします。

今日の新聞の山形の西川町、私も拝見しましてすごくいい取組かなという感想を持っています。分散型自立方式で、先ほど私も言ったサポーターみたいな形で、例えば検針だったり開閉栓だたりするというのを新聞で書いていましたので、そういったことが、例えば山のほうとか遠いところではできないかというのは、今後、考えていきたい思いでございます。

あと、もう1点の小学生、中学生のほかに高校生等にできないかというようなお話もあります。以前はインターンシップがあった時代は、上下水道課、昨年は中学生の職場体験で引き受けているものですが、インターンシップ等ございましたら、前にやったとおり、需要があればうちのほうは行きますので、そこは黒川高校なりPRしてまいりたいというふうに思っています。

なお、今回上下水道フェアのポスターを考えていまして、そこを黒川高校の美術部等に依頼する考えがございます。受けてくれるかどうかは別として、そういったことも含めまして水道に興味を持っていただければというふうな取組も考えているものがございます。以上でございます。

委員長（槻田雅之君）

都市建設課長江本篤夫君。

都市建設課長（江本篤夫君）

申し訳ございません。1問、回答落ちておりました。

高田倉庫の扱いについて、この合築受入れ等についての際に検討はなかったかというお話でございました。町でこういった受入れの検討をさせていただいて政策会議等にもお諮りをさせていただいて、その中でこの話も出ました。

ただ、今回、同様の倉庫を建てるとなると同じぐらいのものがどうしても必要になってくるだろうという部分で、高田の倉庫にある資材も、あのウエートであればエリアはそうでもないんですが、全部を収容するとなると、それなりの施設にどうしてもなってしまうというところがございまして、今回の部分としてはちょっと別で考えざるを得ないのかなというところで、その分に関して一緒にとはなかなかいかなかったところではございました。以上でございます。

委員長（槻田雅之君）

9番馬場良勝委員。

馬場良勝委員

両課とも町民の生活に密接に関係する部署でございます。本当に技術職、足りない足りないばかり言っても前に進まないのです、育てる、それからしっかり採用する、それをやっていかないと本当に我々の生活がもたなくなるので、これだけの人口

減少時代ですからしっかりと取り組んでいただきたいので、簡単にでございますけれども決意を述べていただきたいと思います、両課とも。

委 員 長 （槻田雅之君）

都市建設課長江本篤夫君。

都市建設課長 （江本篤夫君）

馬場委員の再質問にお答えをさせていただきます。

おっしゃるとおりで先ほども上下水道課長もお話ししたとおり、我々と同程度の技術職というのがなかなか入ってきていないという現状がございます。さりとて、これは進めていかなければいけない事業ということで、今回私どもの課でございますけれども、いわゆる技術系職員ということで、若手としますと今、女性がいるんですが、それ以外の技術系で携わっている部分では、事務系であって技術系の職員として頑張ってもらっている職員がおります。そういったところを我々、ここにしながら勉強していくとなかなか大変なところもありますので、できれば宮城県のそういったセンター、そういったところで勉強していただいて、集中的に勉学に励んでいただいて戦力として戻ってきていただく。そういった活用をして短期で集中的にというところをやって、幾らかでも技術系の研修で活用を図っていければなというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

委 員 長 （槻田雅之君）

上下水道課長亀谷 裕君。

上下水道課長 （亀谷 裕君）

先ほどもちょっと申しましたが、技術継承、非常に上下水道、持続可能をうたっている中では重要なことでございますので、先ほど話しましたけれども、黒川郡内の技術継承のいろいろお話ししながらとか、あとは今、江本都市建設課長がお話ししたとおり、事務系でも技術も持つような形をもって実施してまいりたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

委 員 長 （槻田雅之君）

ほかに質疑ありませんか。

ほかにはないようですから、これで都市建設課、上下水道課の所管する予算の審議は終わります。大変お疲れさまでございました。

午前 11 時 48 分 休 憩

午前 0 時 59 分 再 開

委 員 長 （槻田雅之君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

これより審査を行います。

審査の対象は、税務課、会計課、議会事務局です。各課等の出席職員紹介については、昨年 9 月の決算特別委員会以降に異動した職員のみとさせていただきます。税務課長村田充穂君。

税務課長 （村田充穂君）

それでは、税務課では令和 7 年 1 月 6 日付の人事異動がございましたが、大変申し訳ございません。本日は確定申告業務のため徴収係長の奥山昂太は不在とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

委 員 長 （槻田雅之君）

説明が終了していますので、ただちに質疑に入ります。質疑ありませんか。2 番佐野瑠津委員。

佐野瑠津委員

私からは税務課に 1 点お願いします。賦課徴収費、標準宅地不動産鑑定評価業務について伺いたします。不動産鑑定評価業務における鑑定評価対象地点数は何点になるのか教えてください。

委 員 長 （槻田雅之君）

税務課課長村田充穂君。

税務課長 （村田充穂君）

佐野委員のご質問にお答えいたします。

固定資産税は3年に1度の評価替えを行っており、令和9年の評価替えを目標にその準備をしております。固定資産税の賦課にあたっては、不動産鑑定の評価地点を設定し、その評価行っております。場所としては、市街地とそれ以外の村落に分かれておりまして、市街地では110地点それ以外の村落では137地点の合計247地点となります。以上であります。

委員長（槻田雅之君）

佐野瑠津委員。

佐野瑠津委員

ありがとうございます。それでは再質問させていただきます。不動産鑑定において鑑定された結果については、どのように反映されるのでしょうか。町のホームページ等で公表されるのでしょうか。

委員長（槻田雅之君）

税務課課長 村田充穂君。

税務課長（村田充穂君）

佐野委員の再質問にお答えいたします。

不動産鑑定を行いました評価額につきましては、課税の賦課の根拠となることから公表はしておりません。あくまでも固定資産税を課税するためのものでございますので、公表については町のホームページにて町内の固定資産税の標準となる地点の価格を公開しているところでございます。ですので、大和町の住んでいるところの標準的な価格については把握することができるようになっております。以上であります。

委員長（槻田雅之君）

ほかにありませんか。4番平渡 亮委員。

平渡 亮委員

私からは、税務課さんに2点、会計課さんに1点お伺いします。

まず、税務課さんからです。令和5年度から共通納税システムを利用していると思

います。そして、それを利用する際に手数料として支払っていると思うのですが、手数料は1件当たりどのくらいの手数料を払っているのでしょうか。

続いて、徴収について個人住民税の徴収率が77.5%と伺いましたが、その徴収についてローラー作戦を実施していると伺いましたが、ローラー作戦の2回目の時期について教えてください。

会計課さんには、町の資産についてお伺いします。現在、通帳や定期預金にて管理されていると思うんですけど、町のそういった資産についてはどのように運用を行っているのかをお尋ねします。

委員長（槻田雅之君）

税務課長村田充穂君。

税務課長（村田充穂君）

平渡委員のご質問にお答えいたします。

まず、共通納税システムについては、全国の金融機関で納付することができるようになるものでして、納付する金融機関によって手数料が違ってきております。町の指定金融機関とそれ以外に分かれておりまして、指定金融機関以外ですと1件当たり33円となります。ゆうちょ銀行ですと33円となりまして、ダイレクト納付分は50円。クレジットカードを利用して納付していただくクレジット分につきましては利用者に手数料を負担していただくこととなっております。

次に、徴収対策本部で実施しておりますローラー作戦の2回目の時期ということですが、ローラー作戦については5月のゴールデンウィーク明けの5月に実施をしております。税務課では、本日も行っておりますが確定申告を受け付けておりまして、それが終わりました3月から4月にかけては督促を行いましてゴールデンウィーク明けから2回目のローラー作戦を行っておるところでございます。以上であります。よろしくをお願いします。

委員長（槻田雅之君）

会計管理者兼会計課長 菊地康弘君。

会計管理者兼会計課長（菊地康弘君）

それでは、平渡委員のご質問にお答えいたします。

町で管理している通帳については現金のほかに基金によるものがございします。その中では、定期預金を運用しているところとございします。予算に関する説明書26ページ、18款1項財産運用収入の2目利子および配当金の中に記載させていただいております。以前、平渡議員からご指摘があったことから会計課で各金融機関の定期預金の利率を確認いたしまして、以前の利率は0.025%の利率でありましたが、今年の1月に確認いたしましたところ0.125%となっておりまして、定期預金につきましては1、2月には0.125%のものに切り替えを行ったものでございします。また、1月には日銀が政策金利を上げるということを言われたことから、さらに金利が上がることとなりまして、3月には定期預金の金利が0.25%にまで上昇をしているところとございまして、順次定期預金は金利が上がったものに切り替えを行っているところとございします。

それと町の公金等管理委員会の要項の見直しを行っておりまして、委員会を開催し、基準の改正と公金の運用方法の見直しを行ったところであります。債権の運用を行った方がよいということから、町の中の小さい基金を集めまして高い債権を買うということで運用を行っているところとございします。どうぞよろしくお願いいたします。

委 員 長 （槻田雅之君）

平渡 亮委員。

平渡 亮委員

ご答弁ありがとうございます。

まず、税務課さんにおいては、3月までは確定申告をして、ゴールデンウィーク明けにローラー作戦を実施していること理解しました。徴収の部分については、外部に委託している自治体もあることからですね、未納者が増えているという状況であります。そういった外部に委託する考えはあるのかをお尋ねいたします。

会計課さんにつきましては理解しました。答弁は結構です。税務課からは願います。

委 員 長 （槻田雅之君）

税務課課長村田充穂君。

税務課課長 （村田充穂君）

平渡委員の再質問にお答えします。

税務課では3月の確定申告受付業務が終わりますと、それをもとに住民税や固定資産税など賦課が始まり、徴収となります。今後の徴収の方法として検討するテーマとして持つ必要があるのかなと思います。国税ですと、定年退職した職員の再任用をして採用していると聞いておりますことから、検討が必要であると思います。

委 員 長 （槻田雅之君）

ほかにありませんか。6番森 秀樹委員。

森 秀樹委員

私からは、税務課に1点委託料についてお伺いします。納税通知書等発送業務の納税通知書の封入封緘業務についてですが、業者から封入されたものを役場の内部でサンプルとかでもチェックなどを行っているかをお尋ねします。

委 員 長 （槻田雅之君）

税務課課長 村田充穂君。

税務課長 （村田充穂君）

森委員のご質問にお答えいたします。

納税通知書等発送業務におきましては、税務課で取り扱っている税と料について軽自動車税、個人住民税、固定資産税、国民健康保険税それと介護保険料及び後期高齢者医療保険料をお願いしているところでございます。また、督促状につきましても発送の業務を委託しているところでございます。ご質問ありました納税通知書等の発送業務において税務課で封筒を開ける作業につきましては、業務によって異なるところでございますが、チラシなどを入れて開封する必要ないものは開封しないところですが、税目や個別の連絡をするものにつきましては封筒を開けているところでございます。具体的には固定資産税において納税義務者が死亡して相続が発生している方への通知を同封することや生活保護の方には、その手続などについて封筒を開封して中身を確認しているところでございます。

なお、業者には印刷業務も委託しているところですが、業者に委託する際には、印刷の発注前に納税通知書をテスト印刷し文字のずれなどが無いか確認をしているところ

ろでございます。以上でございます。

委 員 長 （槻田雅之君）

森 秀樹委員。

森 秀樹委員

丁寧なご答弁ありがとうございます。印刷前に確認していると伺いましたがデータを出して見ているということですよね。印刷前のものを紙に出してチェックもしているのでしょうか。

委 員 長 （槻田雅之君）

税務課課長村田充穂君。

税務課長 （村田充穂君）

森委員の再質問にお答えします。

今年度から納税通知書の用紙を出して印字してチェックもしているところです。業者へは納税通知書の用紙の印刷も同時発注しているところでございます。チェックには納税通知書の余剰に印刷した紙に印字してチェック行っているものであります。

委 員 長 （槻田雅之君）

森 秀樹委員。

森 秀樹委員

印刷してチェックしているということですが、これに関しては自治体D X化の観点から、R P Aなどでも解決できることがあると思います。職員さんが手作業で行っているものについては、R P Aなどを導入することで業務効率を上げていただきたいと思います。答弁は不要です。

委 員 長 （槻田雅之君）

ほかにありませんか。7番佐々木久夫委員。

佐々木久夫委員

私からは歳入について、法人税についてであります。説明では法人税が7億も減っていると伺いました。そんなに減るものかと思いました。それでね。法人税割の見込みの算定はどう計算して算定しているのかをお尋ねします。

委 員 長 （槻田雅之君）

税務課課長 村田充穂君。

税務課長 （村田充穂君）

それでは、佐々木委員のご質問にお答えいたします。

歳入の法人税額が減少しているがその原因はということですが、税務課において予算の法人税は算定しているところではございますが、税務課では企業から業績による法人税の状況は分からないところでございます。法人税は企業の経営状況により変化するものでありまして、収益となる売り上げなどから、それを得るためにかかった経費を引いたものになるため、企業によってその状況が分からないものであります。そのため税務課では過去の法人税の課税額の平均を取りまして、歳入におけます法人税額を見込みとして算定しているものでございます。

委 員 長 （槻田雅之君）

佐々木久夫委員。

佐々木久夫委員

過去の法人税の平均を取っているという説明でありましたが、それにしても額の違いが大き過ぎるんじゃないですか。平均だとしたら急に7億も違ってきているということですが、どうしてでしょうか。間違いないのでしょうか。

委 員 長 （槻田雅之君）

税務課課長 村田充穂君。

税務課長 （村田充穂君）

佐々木委員の再質問にお答えいたします。

当初予算の歳入における法人税額は過去5年分の法人税の平均としているところで算定しているものでございます。今年度におきまして法人税の納税額が大きい企業が

らの収入が入ってこなかったことがありましたことから、過去の平均ほどは入りにくい計算となったところでございます。税務課では法人税については、納税いただいている企業活動の結果でございますことから、その内容までは分からないものでございます。あくまでも過去の平均の中に入らなくなった企業の法人税額が平均に影響したものでございます。中間申告などで納税いただいても実際には還付することなどで法人町民税が入らないこととなった企業の分も影響しているものであります。

委 員 長 （槻田雅之君）

佐々木久夫委員。

佐々木久夫委員

ご説明いただき、おおよそは分かりましたが、それにしても大幅に減っています。

1 事業社が減ったものによるものなののでしょうか。

委 員 長 （槻田雅之君）

税務課課長 村田充穂君。

税務課長 （村田充穂君）

佐々木委員の再質問にお答えいたします。

企業の業績によって納税されなかったのですが、新聞などでは収益は過去最高との報道もあったところでございますが、法人税の数字には反映されなかったものであります。法人税が収益に反映しないものにつきましては、企業での投資や、さらなる設備投資にかかる準備金に係るものや企業のグループ内でほかに使用されていて法人税割がかかることが無いようになっているものと思われるところであります。どうぞよろしくお願いいたします。

委 員 長 （槻田雅之君）

9 番馬場良勝委員。

馬場良勝委員

数年前の評価替えのときにちょっとした算定誤りがあったかと私、記憶しているんです。今現在、職員も何人か数人、入れ替わっていますよね、1年の間に。というこ

とで、やっぱりこういうミス、軽微なミスがちょっとずつ起きてくると大きなミスにつながるというのは、これまでも私、何度も申し上げていますが、その辺について、要は税務課である程度、いた職員を戻している現状じゃないですか。そういう意味では何だろう、若い人も育てていかなきゃいけないので、やっぱりそこは知識、どうしても課税業務は知識がないと、知識と経験がないとなかなか難しいと思うんですよ。その中でこういうふうに職員さんが、度々、異動したりという部分、課長として非常に大変かなと思うんですけども、その辺、航空写真含めて、あのときはたしか航空写真を見間違ったか何かだったと思うんだけど、その辺、ご答弁いただければ。

委員長 （槻田雅之君）

税務課長村田充穂君。

税務課長 （村田充穂君）

それでは、今のご質問にお答えさせていただきたいと思います。

課税誤りというのは、どうしても税務課のほうで出て、先ほどの発送する前のチェックとか、あと課税のデータを入力する際のチェックはやっているところではありますが、どうしても年に数件というのは出てくるころはございます。

やはりチェックのルールをいかにつくるのかというのも一つ大切なところかなと思っております。どうしても職員が若くなっていくというところになりますと、経験の蓄積だけではどうしても補い切れないというところがあるかなとは思っております。特にそういったところで6年度からあと7年度に向けてチェックリストを準備しまして、それを毎年、バージョンアップしていくというんですか、知識、頭の中の知識ではなくてチェック項目をチェックしていく。そのチェックがなぜ必要なのかという税条文に対する理解というところ、間違いのもとで大きいなと思っているのは、前任者がこう言っていたから、前任者がこうやっていたからとなると、やっぱりどこかで知識が切れるというところの温床になりますので、やはりチェックリストでそこがなぜこういう税法の解釈になっているか、そこは各個人の勉強のほうで分かるかなというところがあります。そういったところをさらに強化していきながら、あと、若い職員のほうの一つのテキストというか、なればいいのかと思っております。

あとは、経験のある職員をサポートに、補佐において自ら考えて課税業務を遂行できる職員を育成するというのは非常に大切かなと思っております。以上でございます。

委 員 長 （槻田雅之君）

9 番馬場良勝委員。

馬場良勝委員

今、課長からチェックという言葉が出ました。本当に二重三重まではいかないけれども、結局手間になるので、その辺も先ほど、同僚委員からもありましたけれども、いろんなものを使いながらチェックはしていただきたいと思いますし、納める方に、信頼関係だと思うんですよ、税ってね。今、税に対する面もかなり厳しくなっておりますから、そういう意味ではしっかりと評価替えの場合もやっていただきたいなと思いますし、今日、副町長もいらっしゃいますけれども、人事面というのはすごい課題だと思うんですよ。そういう意味では課長だけの力でもないんですけども、全庁的に、やっぱりいただいてこの税金がないと我々、道路も直せない、そういう部分がありますから、そういう意味では、皆さんから頂いたお金が皆さんに還元されるんですよという部分をしっかりとやらなきゃいけないと思うので、課長なるか、副町長になるか、ご答弁頂ければと思います。

委 員 長 （槻田雅之君）

税務課長村田充穂君。

税務課長 （村田充穂君）

それでは、馬場委員の再質問にお答えさせていただきたいと思います。

やはり職員の経験というのは正直変えるものはなかなかないというのは、本当に正直なところですよ。やっぱりエキスパートを1人2人、各係に1人2人、どうしても本当に覚えても覚え切れないのが税だと思っております。本当にケースごとに固定資産税、住民税、あと徴収とか、それぞれの業務で本当に深く、逆に学ばば学ぶほどまだまだやらなきゃ駄目だと思っているところであり、やはり学ぶということは非常に大切だと思っております。それは経験というのもどうしても必要なところになってきますので、そういったところは総務のほうと調整して、町全体の調整というところになるかと思いますが、そういったところのバランスの中で、あと、先ほど森委員のほうからお話しありましており、やはりDXとか、そういったところに頼っていくというのも当然、必要になってくるかと思うので、やはり自らの知識の

習得と人事、そういった新しいテクノロジーの混合でこういった体制を、状況を乗り切っていきたいと思っています。以上でございます。よろしくお願いします。

委員長（槻田雅之君）

副町長千葉喜一君。

副町長（千葉喜一君）

馬場委員のご質問にお答えさせていただきます。

実はさっき、馬場委員からお話しいただきました固定資産税の課税の修正については、たしか私、税務課のときでございまして、それが固定資産税の適用税率の誤りということで、固定資産税の場合ですと、先ほど佐野委員からもご質問あったとおり、3年に一遍の評価替えに向けて航空写真を撮ったり、高いところになると、現状での確認というのがなかなか難しいところもあるので、そういった航空写真を利用して、現状と今まで課税してきた部分を確認するための一つのツールとして航空写真とかを使わせていただいております。

過去の誤りの事例があったというのは、固定資産税の適用の条文で誤りが生じたということで、たしかあのとき、二十七、八件、約30件近くの課税の訂正ということで、1件1件訪問させていただいて説明をさせていただいて、修正をさせていただいた部分の還付の手続を取らせていただいたということでございます。

そして、人事の配置につきましては、私も昭和50年に入ったときには一番最初、税務課、今のように住民税も固定資産税も課税するにしてもほとんどが手で計算するようなやり方ということで、今は時代に即して、来週の月曜日まで確定申告の時期ということで申告も今はパソコンで取れるようになったということで、基本的には入力さえ間違わなければ、入れる数字さえ間違わなければ、逆に税額も自動で計算されるということで、ある意味、逆に便利になったことによって理解というか、そういったものがなかなか時間かかるのかなということで、住民税につきましては今、お話しさせていただいたように、税務課の中には固定資産税係、住民税係、そして徴収係と3部門があるんですけれども、住民税の部分については、こういった申告を経験してほかの係の職員もそういった住民税の仕組みというのをある程度、理解できるんですけれども、なかなか固定資産税についてはそういった専門的な部分が生じてきますので、やっぱり経験が必要だと思っております。

今は職員の異動も早いものですから、配置されている期間内に自分の目の前の担当

業務で手いっぱい状態で、なかなかほかの係の部分を勉強できる機会というのも減ってきているし、今お話しあったように、納税通知の発送等もそういった形で業者委託というようなことになってきていますので、できるだけ今、税務課に配置されている期間内に、自分の担当課じゃなくてその係を超えた形でいろいろ勉強していただくような形で、それが我々、職員の配置しなければならない責任だと思っておりますけれども、そういった形で税務課に限らず、役場全体の職員の配置等についてはこれから努力していきたいと思いますので、どうぞよろしくご理解をお願いいたします。

委員長（槻田雅之君）

ほかに質疑ありませんか。

ほかにないようですから、これで税務課、会計課、議会事務局の所管する予算の質疑は終わります。

これで本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

再開は3月18日の午後1時半とします。

大変お疲れさまでした。

午後1時39分 散 会